

■ 集団指導に関するQ & A

Q1：集団指導とは。

集団指導とは、「介護保険施設等の指導監督について」（平成18年10月23日付け老発第1023001号厚生労働省老健局長通知）に基づき、介護サービス事業所の指定権者である県等が、サービス事業者に対して、重点的かつ効率的な指導を行うため、講習等の方法で指導を行うものです。

Q2：具体的にどのような内容となりますか。

主な内容としては、介護保険制度、過去の指導事例、重点的留意事項、指定後の各種手続き、感染症予防、労働関係法、高齢者虐待防止等について説明を行います。今回は、令和6年度介護報酬改定について及び介護事業所の勤務環境について、高齢者虐待防止に関する取組について等の内容となります。

Q3：日程や実施方法を教えてください。

1. 実施方法

動画配信

県庁HPの以下の場所からご視聴ください。

[トップ](#) > [くらし・健康・福祉](#) > [高齢者・介護](#) > [居宅介護](#) > 「[介護保険事業所に対する集団指導](#)」を実施します。

2. 配信期間

令和6年3月27日（水）から令和6年6月28日（金）まで

3. 対象サービス

県指定の居宅サービス ※みなし指定を含む

（ただし、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護を除く。）

Q4：資料はありますか。

- ・動画の説明資料を令和6年3月27日（水）に県庁HPに掲載しますので、各自でダウンロードしていただき、受講してください。

Q5：誰が受講すればよいでしょうか。

- ・受講者は、基本的に各サービスの管理者としますが、法人の代表者等でも可とします。

（裏面に続く）

Q6：休止中の場合、受講報告は必要ですか。

- ・休止中の場合は報告の必要はありません。

Q7：受講報告方法を教えてください。

- ・電子申請システムによる受講報告をお願いします。
- ・報告はサービス種類ごとをお願いします。ただし、介護予防サービスについては分けなくて構いません。

(例1) 訪問介護と通所介護サービスを行っている⇒別々に報告

(例2) 訪問看護と介護予防訪問看護サービスを行っている⇒同時に報告

【報告期限】令和6年5月31日（金）

【URL】 <https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/GjmEE18E>

【QRコード】



QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

Q6：市町村指定の居宅サービスも受講が必要でしょうか。

- ・地域密着型サービスや居宅介護支援事業所等の市町村が指定権者となる居宅サービス事業所については、受講不要です。

Q7：動画内容について質問をしたい場合はどうすればよいでしょうか。

- ・県長寿介護課居宅介護担当までお願いします
- ・ただし、令和6年度報酬改定及び介護職員処遇改善加算等については、別途県庁ホームページ内で案内する方法からお願いします。
- ・令和6年度介護報酬改定及び介護職員処遇改善加算等に関する質問につきましては、国への確認のため回答に時間を要したり、同じ質問をまとめて県HP上で回答する等の対応をとることがございますので、あらかじめご了承ください。